

「寺院と檀信徒」に関する若干の考察

矢吹輝夫

(弁護士)

一 はじめに

すでに檀信徒の地位につきましては、若原茂先生の「判例に現われた宗教法人の信者の地位」、また竹村牧男先生の「総代制度の変遷について」という貴重な論文が^{〔1〕}ございまして、私が付け加えることは何もないのですが、安武先生から檀信徒について研究発表のお勧めがございまして、お引き受けしたわけがあります。まとまった構想をもって参ったわけではございませんが、いささか日頃の疑点を申し述べて責を防ぎたいと思っております。

寺院法制の研究には、二つの柱があるのではないかと思います。

一つは、寺院と檀信徒の関係、これは寺院の成立とか寺院の本質に深く迫っていく問題であります。もう一つは、教団の自律権です。教団の成立史から始めて、その自律権の根拠がどこにあるのか、またいろいろと裁判例が出ておりますが、国法がこれに入ってくる限界がどこかということ、その中核をなすものが懲戒手続きであろうと思います。この方面については先般桐ヶ谷章先生から立派な論文を^{〔2〕}頂きました。この二つの柱を法律学という枠だけでなく、仏教及び仏教史学あるいは社会学、民族学からの基礎的な研究をふまえた上で、法的考察をしていかなければならないと思います。本学会には、谷口先生、川島先生がいらっしゃって、戦後、私ども学生

の頃、法社会学の必要が非常に叫ばれたわけですが、この年になって宗教法をやるのには、やはりこういうものが必要なのだということがわかってまいりました。

またこの分野については宗門法規が重要なのですが、なかなかその資料の収集が難しいのです。愛知学院大学あるいは龍谷大学で資料を揃えていらつしやいます³⁾が、細かなところ、例えば本件の檀信徒に関するものでも、各宗派の末端に至る法規というものが、一人の弁護士としては収集しかねるということです。

つい判例に頼らざるをえないことになりましたが、判例は、事案と法律学の宝庫で単に判決文を読むだけでなく、上告理由等に多くのすぐれた論作があるように思います。

二 判例の分析

さて、檀信徒の地位についていろいろの判例がでております。これらの判例は、確認の利益や当事者適格の問題として論じられております。判例を沢山上げておりますが一つ一つに入っていくのでは到底与えられた時間間に合いませんので、集約して述べさせて頂きます。

檀信徒の地位についてリーディングケースとなっているものは、「1」最判昭和三五年六月二日(民集九卷七号八八二頁)であります。この判決は「寺院の檀信徒の法律上の性質については議論がないでもないが、寺院の建立、維持並びに発展が檀信徒なくして考えられないが故に、檀信徒は特別の場合を除いて寺院の基本財産、僧侶と共に寺院の構成分子を成し」と判示しています。その後「2」高松高判昭和四三年二月二日(判時五二七号五八頁)、「3」広島高判昭和四九年四月一八日(判時七五八号九四頁)、「4」神戸地判昭和五一年九月一三日

(判時八五三三〇七六頁)、〔5〕仙台地判昭和五七年五月三一日(宗教関係判例集成五卷四四三頁)等が檀信徒の地位を論じております。

これらの判例は、総じて宗教法人法の規定や、寺院規則中の檀信徒のうちから総代を選任し、責任役員のうち一人は総代のうちから選任する。総代は、一定の財産の処分とか規則変更等の重要な事項について意見を述べたり、同意権を持つといった規定、宗派の規則では、檀信徒の定義やその地位の得喪その他の諸規定を掲げ、檀信徒は総代を通じて寺務に関与できる余地があり、寺院と密接な利害関係をもつ構成分子である、あるいは寺院の人的構成要素であるとして、確認の利益や当事者適格を認め、かなり広く檀信徒に対して法律上の権利を認めております。〔1〕と〔2〕は檀信徒総代や檀信徒の地位確認ですが、〔3〕と〔4〕は役員選任の無効確認訴訟を本案とする職務執行停止の仮処分、あるいはその本案です。〔5〕は被包括廃止の規則変更認証処分の無効確認請求であります。

これに対し、〔6〕大阪高判昭和五四年八月一日(判時九四八号六四頁)は、⁽⁴⁾氏子から神社の代表役員に対する職務執行停止を求める仮処分申請事件について当事者適格を認めなかった判例です。これは寺院についての前述の判例と同じように宗教法人法上の規定や神社の総代が氏子から選ばれ、また総代等のうちから代表役員以外の責任役員が選任されるという神社規則を掲げ、今度は、全く反対に、氏子は総代を通じて神社の管理運営に間接的に関与しうるとどまり、氏子独自に関与する権利義務は存しない、氏子は宗教法人法における信者以上の法律上の地位を有しないとして、代表役員の責任を追求し、その職務執行の差止めを請求しうる法律上の利益はないとはねているのです。

神社の場合と寺院の場合とで、どうしてこのような違いが出てくるのか。また檀信徒に前に述べたような判例

上の広い権限を与えてよいのか。檀信徒の寺院における地位を団体法理の上から検索してみる必要があるかどうかと思います。それは必然的に寺院とは何かの寺院の本質に迫っていくことにならざるを得ないわけです。寺院に対して法人格が認められているが、その寺院の組織体としての実体は何かを検討されなければならないと思います。

三 寺院の組織的実体

(一) ご承知のとおり檀信徒は寺院の構成要素かというテーマについては、消極説、これは井上恵行氏の説⁵ですが、宗教団体と信者の関係は学校と先生の関係のように常に学校あるところ生徒ありと同じで、信者は宗教団体の構成要素ではないが、常素であるということです。宗教団体は、能動的に教義の宣布等を行い、信者は受動的にその教化を受けるという見方です。これに対して伊達光美氏は、寺院は、その目的遂行のために一定の財産を基礎とし、僧侶、檀信徒を構成要素とする社会的組織体であるとし、⁶前述の最高裁の判例はこれをそのまま引用したように思われます。

両説とも、寺院あるところ檀信徒(信者)があるということは同じですが、後説は檀信徒がなくなれば寺院としての存立がなくなるとする点で前説と相違があります。

(二) 次に、寺院を財団か、社団かの団体法理の上から考察しますと、寺院は社団と財団の中間的存在であるとするのが通説⁷です。しかし、寺院の社団的な面はどういうところにあるのか、また財団的な面はどういうところにあるのか、そしてそれらがどのように機能して寺院の組織的実体をつくっているのかについては、わかりにく

いように思います。明治以降に輸入された法概念で、それ以前からある寺院を論ずるのは無理なのでしょう。

(三) そこで、寺院が檀信徒との関係において法制上どう取り扱われてきたかをみてまいりたいと思います。民法施行法(明治三二年法律第一一号)二八条の⁽⁸⁾、「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ適用セス」という条文の解釈におきまして、「7」大判明治三五年一〇月八日(民録八卷九号四六頁)は、これは寺院が法人たることを当然の前提とするものであり、従来からの布告によっても寺院は慣習上の法人として寄付を受け財産を所有してきたと判示しております。しかし民法の制定者は法人格が与えられる寺院の社会的組織体をどう見ているかということについては、はっきりしたものがでてまいりませぬ⁽⁹⁾。

明治三二年の第一次宗教法案においては、「本法ニ於テ寺ト称スルハ寺院ヲ所有シ教法ヲ宣布シ法義ヲ修行スルヲ目的トスル財団法人トス」ということで、宗教団体ができる前までのおおよその寺院の社会的組織体というものは、財団とみていたようです。

ところで昭和一四年宗教団本法(同年法律第七七号)ができましたが、立法に参画された根本松男氏の「宗教団本法論」を読んでみますと、宗団法の態度としては、宗教団体を憲法二九条の結社の一種として考えた。そしてこのような趣旨からすると、宗教団体の法人性も財産を基礎とする財団と見るよりも、人の集合体を基礎とする社団と見るほうが理論的に一貫する。寺院は、社团的法人であると解するとなっております⁽¹⁰⁾。

その後宗教法人令を経て宗教法人法(昭和二六年法律第二六号)になるわけですが、これについて「8」名古屋地判昭和五一年四月一六日(判時八四一七〇頁)の判決は、「宗教法人法は規則に規定すべき事項をほとんど宗教または宗教団体に関しない事項に限定し、宗教または宗教団体自体に関する事項は、認証の対象としなかった(同法第一二条第一項)。」と判示しています。ご承知のとおり、宗教団本法には檀信徒に関する規定があり

ます。宗派や寺院の規則に檀信徒に関する事項を定めよとか、寺院に三人以上の檀信徒総代を置き、市町村長に届け出るとか、財産処分や寺院規則の制定等重要な寺院運営について総代の同意権を定めています。宗教法人法は全くその規定を欠いているのです。しかしそれは信教の自由という立場から、法は宗教の中に入らない、極めて遠慮した立場から立法しているのであって、宗教法人法は宗教団体の規律の面から見るとかなり厳格な政教分離の立場を貫いているように思います。

檀信徒の地位や寺院の組織については、結局法人性事項の関連事項として宗教団体性事項を定める場合は、宗教法人法一二条一項二三号の「その他の事項」というところで決めておけというに止まり、宗教法人法は、各宗門法にその分野を譲っているのだというふうに考えられます。

なお、宗教法人法二条は宗教法人となりうる宗教団体を規定していますが、^①宗教法人法の態度としては、被包括団体がなくなれば、包括宗教法人は解散する旨の四三条二項六号の規定から包括宗教法人は社会的に見ているようです。他方、被包括法人のほうは、八一条一項四号で、礼拝施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに二年以上これを備えないときを解散命令の要件としておりますので、この点寺院を財団またはそれに近いものと見ているという見方もできます。

いずれにせよ、寺院と檀信徒の関係、檀信徒の寺院における位置付けは、宗教法人法から結論を持ち出すことはできません。各寺院の法人規則、各宗派の規定、慣行の上でどのように取り扱われているか檀信徒が寺院に付してもつ権利義務の内容を検討し、その実態の上になつて帰納していかなくてはならないと考えます。

四 檀信徒の権利義務

(一) ところで寺院または宗派の規則を検討しますと、各寺院規則には、檀信徒総代に関する規定はみられるが、檀信徒の意義や地位の得喪その他檀信徒に関する一般規定は、「4」の判決の外、あまり見当りませんでした。これらは、宗派の根本規範である宗憲、宗綱やそれらの施行規則である檀信徒規程等に規定されております。

檀信徒になろうとする意思表示、これを入檀の意思表示とすれば、この入檀の意思表示とこれに対する寺院の承諾及び檀信徒名簿への登録ということによって檀信徒の地位を取得するわけです。名簿の登録は、「2」の判決では寺院の承諾を意味すると思いますが、効力発生の要件だという見方もあります。⁽¹³⁾ 宗教上の儀式として帰敬式を伴う場合もあります。⁽¹⁴⁾

それからまた宗派の規定では、離檀の際にも双方の合意を要するとなっておりますが、信教の自由の立場から、この場合は、檀信徒の一方的な意思表示でよいと思います。除名（離檀処分）の要件については、「2」の判決は宗旨に異議を唱え他の信仰を妨げること、住職の正当な職務を妨害すること、寺院の財産に対して不正行為があること等の曹洞宗寺院規程を示していますが、宗派によって多少表現が異なります。⁽¹⁵⁾

こういった宗憲又は檀信徒規程等については、「9」最判昭和三〇年六月八日（民集九卷七号八八二頁）は、宗教法人令の頃のもですが、宗派の規則は宗派に所属する寺院にも適用され、従って寺院の檀信徒もまた当該寺院の所属する宗派の規則に服すべきは当然であると判示しました。寺院規則では、宗派の規則中この法人に關係ある事項に関する規定はこの寺院についても、効力を有すると定めています。⁽¹⁶⁾

なお、檀信徒の地位は、「10」最判昭和四八年九月二〇日(宗教関係判例集成五卷五三三頁)で信教の自由の立場から、一身専属となっておりますから、死亡により消滅しますが、黙示的に、父から子、子から孫というように承継されているのが実情と思います。

(二) 入檀契約によって、檀信徒はどういう権利義務を持つかということです。檀信徒は、一定の寺院に所属し、その教旨を信奉し、寺院の経費を分担する義務を負うものとされています⁽¹⁷⁾。他方「5」でも判示していますが、布教または儀式に参列し教化を受ける権利、あるいは葬式、追善その他の儀式を委託する権利があります⁽¹⁸⁾。これに対する回向料や布施についての法的効力は、ほぼ今までの学説では、宗教上の慣行で強制力はないと解されています⁽¹⁹⁾。寺院の建立または修繕費の負担や宗費の負担については、「2」、「5」に宗派の規定を判示していますが、明らかな慣習や規定がある場合、檀信徒総会で決議された場合には法的効力があるとされています⁽²⁰⁾。

葬式、追善供養の儀式の委託ということは、檀信徒の寺院に対する最大の権利、利益ではないかと思えます⁽²¹⁾。日本人の先祖崇拜と関連して、このことが寺院と檀信徒の結び付きを非常に強くしているのです⁽²²⁾。しかし、これは、他面、お墓あつてのことではないかということで、檀信徒の地位を墓地使用という観点から、それとの関連付けて実態に則した理論が開示されてもいいのではなからうかと思えます⁽²³⁾。墓地使用権については、固定性、永久性、財産性等の性質があるので、容易に離檀できないし、寺院と檀信徒の結び付きというのもこの墓地を通じてなかなか離れられなくなっているということがいえると思えます。

(三) 次に檀信徒の寺院に対する権利として、寺院運営に参加する権利があります。宗派の規則や寺院規則には、⁽²⁴⁾ 住職(代表役員)は、檀信徒のうちから衆望の帰するものを総代に選任する。代表役員以外の責任役員は、法類、教師及び檀信徒総代のうちから代表役員が選任すると定めています。多くの寺院では住職の他に法類一人、

檀信徒総代一人が責任役員として入っています。従って檀信徒は、一応総代になり、また宗教団体の意思決定機関である責任役員にもなり得る地位にあるといえます。

総代は、これと同時に寺院規則上、特別財産、基本財産の設定変更、重要な財産処分、規則の変更、合併、解散、残余財産の帰属等について意見を述べ、または同意権を持っており、いずれにしても、総代は、檀信徒の意をふまえて適正な寺院運営ができるように住職（代表役員）を扶けていく地位にあるといえます。衆望の帰する者の選任については、「11」東京地判昭和三七年五月二三日（行裁例集一八巻一二号一八二四頁）に詳しく出ておりますので、参考にして頂きたいと思えます。⁽²⁶⁾

その外、宗派の規定で檀信徒会、総代協議会、檀信徒評議会、曹洞宗護持会等を定めています。⁽²⁷⁾

(四) 宗教法人法は、寺院運営の適正をはかるため、設立、財産処分、被包括関係の設立、廃止にかかる規則の変更、合併、解散の場合には、信者その他の利害関係人にその旨を公告し（同法一二条三項、二三条一項、二六条二項、三四条一項、三五条三項、三六条、四四條二項）、認証申請には公告したことを証する書類の添付を義務づけています。檀信徒は、ここにいう信者その他の利害関係人にあたりません。また、「12」大阪高判昭和三八年六月一〇日（下民集一四巻六号一一二七頁）は、宗教法人法八一条の利害関係人に檀信徒を含むものと解し、同条にもとづく寺院の解散命令の請求ができるとしています。

(五) また、冒頭に申しました判例上認められた各種の権利、「3」、「4」の役員選任「5」の被包括廃止の規則変更認証処分の無効確認を請求できるということです。その他「13」東京地判昭和三五年四月二七日（行裁例集一一巻四号一一九五号）の清算手続に關与できる権利や「14」東京地判昭和六二年二月二二日（判時一一二七号八八頁）の帳簿閲覧請求権が認められています。⁽²⁸⁾

4、5の権利は、寺院運営に参加するというキーワードでくくることができません。

五 寺 檀 紛 争

ところで、こういった檀信徒の権利義務を一体団体法の中でどう評価すればいいのだろうか。ご承知のとおり社団と財団のそれぞれの特性から各権利義務を分配していった場合、もし社団構成をとるとすれば寺院運営に参加するということは社員権の中の共益権であり、また入檀契約から受ける利益というのは自益権だというふうにも構成されます。また、財団構成をとれば、入檀契約によるいろいろの儀式を委託できる権利は、財団の受益者の持つ利益、権利であり、寺院運営に参加できるという面の権利は受益者団あるいは受益者等がその財団の経営に参加するという一つの形ではないだろうかと思えます。⁽³⁰⁾社団、財団というふうに団体を二つのカテゴリーで分けるだけではなく、生の実態をあらゆる角度からみたときに社团的財団、財团的社団というのがありとわかれております。⁽³¹⁾学界の通説である社団と財団との中間的存在であるという性格を持つていながら、その意味合い、権利義務というものとドッキングがなかなかできていない状況です。私としても結論に達してはいないのですが、通常の寺院というものは、本質的には、財団又は財团的なものであつて、その宗教施設に僧侶がいて布教するということではなからうかと思えます。⁽³²⁾そしてその寺院としての使命を達成するために、布教の対象である檀信徒をどのように位置付けていくか。一つは財団の受益者団として経営に参加させていくのか、または社団の会員として組織の中に入れてしまつていいのか、判例がいう人的構成要素というのは、そのいずれをみているのか、あるいはこの二つの概念以外に宗教法特別の構成員なのか。そうだとすればどういふ団体法上の地位であるのか

ということになります。そのとりかたいかんによっては、檀信徒は住職を排斥できるかという最後のテーマにながっていくわけです。

寺檀紛争の事例⁽³⁾については、不行跡な住職が管長からの解職を避けるために宗派離脱を打って出る。このへんになると少し悪気が過ぎていると私は思いますし、安武先生の貴重な論文⁽³⁵⁾で厳しくこれを論難されているところです。「15」東京高判昭和五十一年一月二十九日（判時八三七号一九頁）の本門寺事件では、住職は檀信徒の総会で選ぶことが条理にかなうとしています。「16」京都地判昭和六一年五月十五日（判夕五九九号七八頁）の清水寺事件は、寺院の構成員で住職を解任できるとしています。いずれにしてもこの二つの判例は、檀信徒が住職を選任し、あるいは解任できるということです。前記「13」の判決では、「檀徒というものは、元來寺という宗教法人についてその構成員たる地位に立つものというべく、したがって檀徒は寺の維持運営について法律上当然の利害関係を有すること、あたかも社団法人の社員と同じく、否それ以上の関係にあるものといわなければならぬ」と判示しています。究極のところはそういうふうに見られていく方向にあるのではないかといいことです。しかし、社団と言うことになるると各自の平等および多数決の原理が働いてきました宗教団体の宗教性⁽³⁶⁾という大きな柱もこれによって動かされるということになれば、もはや宗教団体を否定することになるわけです。この点について、一つの危惧を抱くわけです。

この外、檀信徒の判例上の権利に関する当事者適格の問題⁽³⁷⁾にもふれてみたいと思いましたが、結局問題提起のまま終ることをお詫びいたします。

- (1) 龍谷大学宗教法研究会「宗教法研究」第二輯五二頁、七九頁
 - (2) 桐ヶ谷章「宗教団体の自治と司法権の介入」東洋学術研究二六巻一号一四五頁
 - (3) 愛知学院大学宗教法制研究所紀要第8号、第16号、第38号ないし第42号、前掲「宗教法研究」第三輯、第四輯、文部省宗教局編「宗教制度調査資料」第一巻第三輯(大正一〇年一二月調)本稿は、これらの一部を閲覧したが、具体的事件においては、個々の規定が問題となる。
 - (4) 宗教法人「神社本庁」庁規九九条は「神社の維持について義務を負う信者を、慣例に従い当該神社の「氏子」又は「崇敬者」といい、氏子又は崇敬者名簿に登録する。公告の対象とする信者は、氏子又は崇敬者の名簿に登録された者とする」としている。
 - (5) 井上恵行「宗教法人法の基礎的研究」三二七頁
 - (6) 伊達光美「日本寺院法論」六〇頁、三五〇頁、三五二頁
 - (7) 我妻栄「新訂民法総則」一三五頁、大宮莊策「宗教法の研究」六四二頁
 - (8) 民法施行法二八条は、宗教法人法附則二五項で削除、大宮前掲六四五頁参照
 - (9) 大阪地判大正六年一〇月三〇日(宗教関係判例集成一卷二五二頁)参照
 - (10) 根本松男「宗教団体法論」三九頁
 - (11) 大宮前掲 一九九頁参照
 - (12) 檀信徒名簿は、当該寺院に備え付ける外、宗務庁(宗務総長)に提出を義務づけているところもある。なお、宗教団体法施行規則二五一条一項四号、大宮前掲四五二頁参照
 - (13) 労働法大系I 二六三頁、天台宗檀信徒規程三条、真言宗豊山派規程一七五条は檀信徒になることを「承認」したときは、檀信徒名簿に「登録」として定めている。後記「11」の判決は、檀徒たる地位は、両者の合意によって取得し、檀徒名簿への登録は証明手段としていえる。
 - (14) 浄土宗檀信徒規程三条、浄土真宗本願寺派宗法二七条、真宗大谷派門徒条例二条
 - (15) 除名の公正を期するため、管長の承認(真言宗豊山派規程一七四条)、宗務庁の承認(曹洞宗寺院規程二八条)、総代の同意(天台宗檀信徒規程九条、真宗大谷派門徒条例五条)をえて行うとか、総代の意見(日蓮宗宗憲七七条)をさくことを定めている。
- かような規定がなくとも、檀信徒の責務を果たさなるときは除名できると解してよいかにつき、大宮前掲九〇四頁、宗教判例百選五一

(16) 寺院規則中に、このような規定を必要とするか。単に確認規定か。

宗教法人法一二条一項五号から一七号までの事項の制約については同条一項二号により相互規定を必要とするが、包括関係と制約関係が異なることにつき、注釈民法(2)三〇五頁、なお、東京地判昭和四八年一月一七日、松江地判昭和四八年一月二五日(判時六九五号二一頁)参照

(17) 檀信徒の意義については、天台宗宗憲四九条、真言宗智山派宗法五四条五五条、真言宗豊山派規程一七三条一七六条、浄土宗宗綱二二条三三条、浄土真宗本願寺派宗法二七七条、真宗大谷派宗憲八二条、曹洞宗宗憲三三三条、日蓮宗宗憲七三三条等に規定がある。

なお、檀信徒の地位の取得が契約かにつき、注釈民法(2)二四七頁参照

(18) 真言宗豊山派規程一七六条は、檀信徒の権義として「布教又は儀式に参列し、その教化に浴すること」、檀徒には、その外「葬式、追善その他の儀式を委託すること等」を掲げている。

(19) (20) 宗教判例百選五一頁、大宮前掲九〇四頁、真言宗豊山派規程一七六条、浄土真宗本願寺派門徒規程六条参照

(21) 檀徒と信徒の区別については、「この宗派の教旨を信奉し、特定寺院又は教会に属するものを信徒といい、継続してその祖先に関する法要を依頼する者を檀徒という」(浄土宗檀信徒規程一条)、「継続して一定寺院に帰向し、祖先の法要を依頼するものを檀徒と称し、その他の門徒を信徒という」(浄土真宗本願寺派門徒規程二条)とあり、その他天台宗檀信徒規程二条や真言宗智山派宗法五四条、真言宗豊山派規程一七六条は、檀徒について「一家の葬儀追福法要その他教義に基づく儀式」「葬祭、追福祈願」ないし「葬式、追善その他の儀式」を所属寺院に委託するものと定めていて、檀徒は自己の主宰する葬祭を一時的でなく委託する等、寺院に対し、信徒より密接な関係をもつ。大宮前掲四五七頁、井上前掲三三三頁、伊達前掲三五五頁

(22) 竹田聰州「祖先岸拜」、圭室諦成「葬式仏教」、芹川博通「都市化時代の宗教」

(23) (24) 社団法人全日本墓園協会「墓地使用権の法的性格に関する研究」二五頁、三二頁参照、津地判昭和三八年六月二二日(判時三四一四号一九頁)は、寺院の檀家となることよって寺院墓地内に墳墓を所有してきたのであるから、墓地使用権は檀信徒加入契約に由来するとする。同旨竹内康博「墓地使用権の法的性格」宗教法創刊号一八八頁、なお「一」の上告理由は、檀徒とは寺院に墓地があつて一切の宗教的儀式を専属的に依存し、寺院を物的に直接外護し守り、寺院との結合関係強く且つ不動的なものと謂われているとする(宗教関係判例集成一卷三二二頁)。霊園墓地の場合どうか、また墓地の使用は、檀徒(家)とどのような関係にある者まで認められるのか問題がある。

- (25) 天台宗檀信徒規程(総代のほか世話人を置く)、真言宗豊山派規程一七七条、浄土宗宗綱二四〇条、檀信徒規程五〇条(総代は宗務所に届出るものとする)、浄土真宗本願寺派寺院規程二七条、真宗大谷派宗憲八三条、門徒条例七条、曹洞宗寺院規程一七条二二条、寺院規則については、前掲「宗教法研究」第三輯一三二頁以下参照。
- (26) 一定の選任権者に、檀徒のうち衆望の帰する者につき総代を選任すべきことを命じた寺院規則の趣旨は、結局何びとが衆望の帰する者であるかの判断権を右の選任権者に与え、その選任権者が特定の檀徒につきかかる要件を具備する者と認めて檀徒総代に選任した場合に、檀徒の大多数の者があらかじめ反対しているのにこれを無視してその者を総代に選任するというような右判断が全く恣意的に行われたことが何びとも明らかな特別の場合を除いては、右の選任の効力を争わしめないこととするに於けると解するのが相当であるとしている。
- (27) 天台宗宗憲五一一条(檀信徒会)、真言宗智山派宗法五八条(総代協議会)、浄土宗宗憲二七条(檀信徒評議会)、曹洞宗宗憲三六条(曹洞宗護持会)
- (28) この判決は、その後東京高判昭和六三年九月二八日(判時二一九三九六頁)で取り消されている。
- (29) 他方、檀信徒は、寺院の財産処分の無効確認を請求できないことにつき、東高判昭和二九年九月九日(高民集七卷一〇号七七七頁)、津地判昭和三三年一月二四日(下民集九卷一七五頁)、京都地判昭和四八年二月八日(判時七〇二号九三頁)がある。また新潟地判昭和三三年四月二七日(行裁例集八卷四号七六七頁)は、信者(又は信者総代)は規則認証決定の無効確認を請求できないとしている。
- (30) 社団(法人)は、一定目的の下に人が有機的に組織された集合体で構成される社員総会を必須、最高の意思決定機関とし(同五三条、六〇条以下)、その下に執行ないし意思決定機関としての理事を置く(同五二条以下)。社員及びその変動は社員名簿に記載され(同五一条)、その地位は自益権、公益権にわかれる。総会における社員の表決権は平等である(同六五条)。定款の変更及び解散には社員の四分の三以上の特別決議を要し、なお、社員の欠亡を解散事由とする(同三八条六八条六九条)、残余財産の帰属には定款に定めのないときは総会の決議を経なければならぬ(同七二条)。なお、社団の成立要件につき、最判昭和三九年一〇月一五日(判時三九三三二八頁)
- これに対し、財団(法人)は、一定目的のために提供された財産の組織体で、その組織は寄付行為をもって定められ(同三九条)、設立者の意思を執行する理事をもつ(同五二条以下)。設立者の意思は固定的で、寄付行為の変更はそれに定めなき限り許されない。前記のとおり、寺院は、宗派規定で檀信徒の地位の得喪を定め、名簿への登録を地位取得の要件としている。また、檀信徒のうちから衆望のある者を住職が檀信徒総代に選任し、総代のうちから代表役員以外の責任役員が選任され、宗教法人の意思決定機関の一員とな

る。総代は、重要な財産処分、規則の変更、合併、解散等に意見を具申し、または同意権をもつ。檀信徒は、この意味で間接的に寺院運営に参画する権利がある。これは社員権の公益権に等しい。他方檀信徒は、所属寺院の教旨を信奉しその教化をうけ、葬祭を委託する権利とともに、その地位に附随して墓地使用权をもつ。これらは公益権とも考えられる。かようにして檀信徒の地位は、社団（法人）の社員の地位に匹敵する。しかし、かような寺院の社団（法人）性にもかかわらず、寺院は、社団（法人）の必須、最高の機関である社員総会に比すべき檀信徒総会を制度としてもっていない。仮にそのようなものがあつたとしても、一時的なものか寺院運営の諮問機関の役割をもつのが実態である。総代は、檀信徒総会から選出されるわけではないので、一般檀信徒との結びつきが必ずしも強くない。ここに、寺院が社団（法人）であることについての限界がある。

他方寺院は、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する宗教活動を行うことを主たる目的として、礼拝の設備を備える寺院（土地・建物）という財産をもち、宗教活動の施行者たる住職、財産の管理者たる代表役員をおいている。この限りにおいては、寺院は財団に近く、檀信徒は、寺院の宗教活動の教化を受ける受益者の地位にある。

〔9〕は、檀信徒は、管長が宗則に従つて住職を任命したことを排斥しうる権能を有しないとし、その原審（東高判昭和二十七年四月三〇日下民集三卷四号五九四頁）は住職に不満な檀信徒は当該寺院を離脱する自由が与えられているとし、前註（29）の新潟地判も同様の趣旨を述べている。これが宗教活動の本来のあり方のように思える。にも拘わらず、檀信徒は、前述の寺院の社団性において述べるように、寺院と密接な関係をもち、公益権の面では、社団と社員の関係以上の関係にあるともいえる。それは歴史的沿革的にそうであり（その研究資料につき大桑斉「寺檀の思想」二二七頁参照）、また宗教団体法時代の組織を現在もなお維持している。ここに寺院の特質があると考えられる。

〔31〕 林寿二「公益法人論」四九頁以下参照

〔32〕 前記（30）中の寺院の財団性

〔33〕 冒頭に述べた神社における氏子は、財団（法人）の受益者に近く、寺院における檀信徒は社団（法人）の社員に近いものとみられるか。なお、公益法人の受益者の法的地位につき林寿二前掲一七四頁、社員と受益者の相違につき同一九〇頁註（26）

〔34〕 〔9〕、〔15〕、〔16〕の外、横浜地裁小田原支部昭和四五年四月九日（下民集三四卷一〇月一六日）（下民集三四卷一〇月一六日）、東京地判昭和三年六月七日（宗教関係判例集成五卷七四頁）、東京地判昭和三年五月二二日（訟務月報七卷九号一七七頁）

〔35〕 安武敏夫前掲宗教法研究第二輯二二頁

(36) 宗教団体は、宗教の教旨とその宣布、儀式の執行をする教師を中心に集まる信仰集団であるから、信者が檀信徒総会の多数決で教旨や教師を選定することができる」と、宗教団体の支柱を失うことになる。

(37) 「2」は、「控訴寺における檀徒が宗教法人法にいわゆる「信者その他の利害関係人」に該当することが明白で、単なる宗教上の事実関係に止まらず法律上の地位といふべきである。」から、その地位に争いがある以上確認の利益があるとす。また「4」は「檀徒で寺の構成要素と認められる以上、その帰依する寺の住職すなわち代表役員が何者であるかにつき直接利害関係があり、右利害関係は法律上の利害関係であるから、代表役員兼住職選任の効力を争うにつき確認の利益ないし当事者適格がある」とするが、団体法理からの検討を要しよう。なお、住吉博「宗教団体内部の紛争と仮処分」新・実務民事訴訟法講座14三二七頁、杉浦智紹「法人の内部紛争における正当な当事者」民事訴訟法の争点八六頁参照